

監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」の改正について

2023年1月12日
日本公認会計士協会

新	旧
<p>監査基準報告書260</p> <p style="text-align: center;">監査役等とのコミュニケーション</p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2015年5月29日 改正 2019年2月27日 改正 2019年6月12日 改正 2020年8月20日 改正 2021年1月14日 改正 2021年6月8日 改正 2021年8月19日 改正 2022年6月16日 改正 2022年10月13日 <u>最終改正 2023年1月12日</u></p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第10号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 (省 略)</p> <p>《2. コミュニケーションを行うことが要求される事項》 (省 略)</p> <p>《(4) 監査人の独立性》</p> <p>15. 監査人は、<u>倫理規則</u>に準拠して策定された監査事務所の方針及び手続に従い、独立性に関して監査役等とコミュニケーションを行わなければならない。 上場企業の場合、監査人は、以下について、監査役等とコミュニケーションを行わなければならない。</p>	<p>監査基準報告書260</p> <p style="text-align: center;">監査役等とのコミュニケーション</p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2015年5月29日 改正 2019年2月27日 改正 2019年6月12日 改正 2020年8月20日 改正 2021年1月14日 改正 2021年6月8日 改正 2021年8月19日 改正 2022年6月16日 <u>最終改正 2022年10月13日</u></p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第10号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 (省 略)</p> <p>《2. コミュニケーションを行うことが要求される事項》 (省 略)</p> <p>《(4) 監査人の独立性》</p> <p>15. 監査人は、<u>独立性に関する指針</u>に準拠して策定された監査事務所の方針及び手続に従い、独立性に関して監査役等とコミュニケーションを行わなければならない。 上場企業の場合、監査人は、以下について、監査役等とコミュニケーションを行わなければならない。</p>

新	旧
<p>(1) 監査チーム及び必要な範囲の監査事務所の他の構成員、監査事務所、並びに該当する場合ネットワーク・ファームが、独立性についての職業倫理に関する規定を遵守した旨</p> <p>(2) 次に掲げる事項</p> <p>① 監査事務所、ネットワーク・ファームと企業との関係及びその他の事項で、監査人の職業的専門家としての判断により、独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項</p> <p>これには、監査事務所とネットワーク・ファームが企業及び企業が支配する構成単位に対して提供した監査及び監査以外の業務について、監査対象期間に関連した報酬金額を含めなければならない。これらの報酬に関する情報は、監査人の独立性に与える影響を監査役等が評価するのに役立つ程度に集計し、適切に区分しなければならない。</p> <p>② 識別した独立性に対する阻害要因が許容可能な水準にないと判断する場合、当該阻害要因を生じさせている状況を除去する対応策又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するために適用されるセーフガード (A25項からA28項参照)</p> <p>(省 略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》</p> <p>《1. 監査役等》 (第10項参照)</p> <p>(省 略)</p> <p>A4. 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」第57項には、グループ監査チームがグループのガバナンスに責任を有する者にコミュニケーションを行うことが要求される特定の事項に関する指針が含まれている。</p> <p><u>コミュニケーションを行う事項には、構成単位の監査人がグループ監査人に注意を喚起した事項で、グループ監査人がグループのガバナンスに責任を有する者にとって重要であると判断するものが含まれる。また、構成単位の監査人は、構成単位のガバナンスに責任を有する者に対して、該当する事項についてコミュニケーションを行うことがある (監基報600第45項(9))。このような状況において、構成単位の監査人がコミュニケーションを行うのに適切な対象者は、監査業務の状況と、コミュニケーションを行う事項によって決まる。複数の企業又は事業単位で、同一の内部統制システムの中で同一の事業及び会計実務が行われており、企業又は事業単位のガバナンスに責任を有する者が同一である場合には、これらの企業又は事業単位について同時にコミュニケーションを行うことにより、効率的な監査を実施できることがある。</u></p> <p>(省 略)</p> <p>《2. コミュニケーションを行うことが要求される事項》</p> <p>(省 略)</p> <p>《(6) 監査人の独立性》 (第15項参照)</p> <p>(省 略)</p> <p>A26. 企業との関係やその他の事項及び独立性に対する阻害要因が許容可能な水準にない場合にどのように対処したかに係る監査役等とのコミュニケーションは、業務の状況によって様々であるが、一</p>	<p>(1) 監査チーム及び必要な範囲の監査事務所の他の構成員、監査事務所、並びに該当する場合ネットワーク・ファームが、独立性についての職業倫理に関する規定を遵守した旨</p> <p>(2) 次に掲げる事項</p> <p>① 監査事務所、ネットワーク・ファームと企業との関係及びその他の事項で、監査人の職業的専門家としての判断により、独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項</p> <p>これには、監査事務所とネットワーク・ファームが企業及び企業が支配する構成単位に対して提供した監査及び監査以外の業務について、監査対象期間に関連した報酬金額を含めなければならない。これらの報酬に関する情報は、監査人の独立性に与える影響を監査役等が評価するのに役立つ程度に集計し、適切に区分しなければならない。</p> <p>② 認識した独立性に対する阻害要因を除去する又は許容可能な水準まで軽減するために講じられたセーフガード (A25項からA28項参照)</p> <p>(省 略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》</p> <p>《1. 監査役等》 (第10項参照)</p> <p>(省 略)</p> <p>A4. 監査基準報告書600「グループ監査」第48項には、グループ監査チームがグループのガバナンスに責任を有する者にコミュニケーションを行うことが要求される特定の事項に関する指針が含まれている。</p> <p><u>企業がグループの構成単位である場合、構成単位の監査人がコミュニケーションを行うのに適切な対象者は、監査業務の状況と、コミュニケーションを行う事項によって決まる。複数の構成単位で、同一の内部統制システムの中で同一の事業及び会計実務が行われており、構成単位のガバナンスに責任を有する者が同一である場合には、これらの構成単位について同時にコミュニケーションを行うことにより、効率的な監査を実施できることがある。</u></p> <p>(省 略)</p> <p>《2. コミュニケーションを行うことが要求される事項》</p> <p>(省 略)</p> <p>《(6) 監査人の独立性》 (第15項参照)</p> <p>(省 略)</p> <p>A26. <u>独立性に影響を及ぼす可能性のある企業との関係やその他の事項とそれらに関連するセーフガードは、状況によって様々であるが、一般に以下の事項に関して監査役等とコミュニケーションを行</u></p>

新	旧
<p>一般的には、独立性に対する阻害要因、当該阻害要因を軽減するためのセーフガード及び阻害要因を生じさせている状況を除去する方法に関するものである。</p> <p>A27. 倫理規則では、例えば以下に該当する場合、監査役等とのコミュニケーションを行うことが求められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>合併又は企業買収等の効力発生日までに禁止されている利害又は関係を合理的に解消できない場合</u>（倫理規則R400. 72項からR400. 76項参照） ・ 監査人の独立性に関する<u>規定の違反が生じた場合</u>（倫理規則R400. 80項からR400. 89項参照） ・ <u>特定の大会社等に対する報酬依存度が一定の割合を占める場合を含む、大会社等の報酬関連情報</u>（倫理規則第410. 22 A1項からR410. 28項参照） ・ <u>監査業務の依頼人に対して非保証業務を提供する場合</u>（倫理規則R600. 19 A1項からR600. 24項参照） <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>《3. コミュニケーション・プロセス》</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>《(3) コミュニケーションの実施時期》（第20項参照）</p> <p>A48. 監査期間を通じた適時なコミュニケーションは、監査役等と監査人の適切な連携の実現に寄与する。ただし、コミュニケーションの適切な時期は、業務の状況によって様々であり、例えば以下のようなコミュニケーションを行う事項の重要性とその内容、及び監査役等が講じることが予想される措置により影響を受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査計画に関する事項のコミュニケーションは、監査業務の初期の段階に行われることが多い。初年度監査の場合、監査業務の契約条件の合意に際して行われることがある。 ・ 監査期間中に直面した困難な状況に対処するために監査役等が監査人を支援できる場合、又は除外事項付意見につながる可能性が高い場合には、速やかにコミュニケーションを行うことが適切なことがある。 <p>同様に、監査人は、識別した内部統制の重要な不備を、監査基準報告書265第8項及びA14項に従って書面又は電磁的記録によりコミュニケーションを行う前に、監査役等に口頭で速やかにコミュニケーションを行うことがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査基準報告書701が適用となる場合、監査人は、計画した監査の範囲と実施時期についてコミュニケーションを行う際に、監査上の主要な検討事項となる可能性がある事項についてもコミュニケーションを行うことがある（A13項参照）。また、当該事項について、監査上の重要な発見事項を報告する際、深度ある協議を行うため、頻繁にコミュニケーションを行うことがある。 	<p>う。</p> <p>(1) <u>独立性に対する阻害要因</u> <u>独立性に対する阻害要因は、自己利益、自己レビュー、擁護、馴れ合い、不当なプレッシャーという脅威に分類される。</u></p> <p>(2) <u>日本公認会計士協会又は法令により設けられたセーフガード、企業において講じられたセーフガード、並びに監査事務所のシステム及び手続により講じられたセーフガード</u></p> <p>A27. 倫理規則では、例えば以下に該当する場合、監査役等とコミュニケーションを行うことが求められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>合併や企業買収時にその効力発生日までに利害関係を解消できない場合</u>（倫理規則R400. 72項からR400. 76項） ・ 監査人の独立性に関する違反が生じた場合（倫理規則R400. 80項からR400. 89項） ・ 特定の大会社等に対する報酬依存度が一定の割合を占める場合・監査業務の依頼人に対して非保証業務を提供する場合（倫理規則R410. 28項） <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>《3. コミュニケーション・プロセス》</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>《(3) コミュニケーションの実施時期》（第20項参照）</p> <p>A48. 監査期間を通じた適時なコミュニケーションは、監査役等と監査人の適切な連携の実現に寄与する。ただし、コミュニケーションの適切な時期は、業務の状況によって様々であり、例えば以下のようなコミュニケーションを行う事項の重要性とその内容、及び監査役等が講じることが予想される措置により影響を受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査計画に関する事項のコミュニケーションは、監査業務の初期の段階に行われることが多い。初年度監査の場合、監査業務の契約条件の合意に際して行われることがある。 ・ 監査期間中に直面した困難な状況に対処するために監査役等が監査人を支援できる場合、又は除外事項付意見につながる可能性が高い場合には、速やかにコミュニケーションを行うことが適切なことがある。 <p>同様に、監査人は、識別した内部統制の重要な不備を、監査基準報告書265第8項及びA14項に従って書面又は電磁的記録によりコミュニケーションを行う前に、監査役等に口頭で速やかにコミュニケーションを行うことがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査基準報告書701が適用となる場合、監査人は、計画した監査の範囲と実施時期についてコミュニケーションを行う際に、監査上の主要な検討事項となる可能性がある事項についてもコミュニケーションを行うことがある（A13項参照）。また、当該事項について、監査上の重要な発見事項を報告する際、深度ある協議を行うため、頻繁にコミュニケーションを行うことがある。

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> 独立性に関するコミュニケーションは、例えば、財務諸表監査以外の業務契約を締結する場合や監査の最終段階での協議等、<u>独立性に対する阻害要因及び許容可能な水準にない独立性に対する阻害要因にどのように対処するかについての重要な判断が行われる際に適宜行うことが適切なことがある。</u> 企業の会計実務の質的側面に関する監査人の見解を含め、監査の発見事項についてのコミュニケーションは、監査の最終段階での協議においても行われることがある。 一般目的の財務諸表と特別目的の財務諸表の双方の財務諸表を監査する場合、コミュニケーションの実施時期を調整することが適切なことがある。 <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 独立性に関するコミュニケーションは、例えば、財務諸表監査以外の業務契約を締結する場合や監査の最終段階での協議等、<u>独立性の阻害要因及びセーフガードについての重要な判断が行われる際に適宜行うことが適切なことがある。</u> 企業の会計実務の質的側面に関する監査人の見解を含め、監査の発見事項についてのコミュニケーションは、監査の最終段階での協議においても行われることがある。 一般目的の財務諸表と特別目的の財務諸表の双方の財務諸表を監査する場合、コミュニケーションの実施時期を調整することが適切なことがある。 <p style="text-align: center;">(省 略)</p>
<p>《Ⅳ 適用》</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>《Ⅳ 適用》</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>
<ul style="list-style-type: none"> 本報告書(2022年10月13日)のうち、倫理規則に関する事項は、2023年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査から適用する。ただし、<u>本報告書を、倫理規則(2022年7月25日変更)と併せて2023年4月1日以後終了する事業年度に係る財務諸表の監査から早期適用することを妨げない。</u>なお、品質管理に関する事項は、2022年6月16日付け改正の品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」、品質管理基準委員会報告書第2号「監査業務に係る審査」及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」と同時に適用する。 <u>本報告書(2023年1月12日)は、2024年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。また、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。その場合、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」(2022年6月16日)、品質管理基準委員会報告書第2号「監査業務に係る審査」(2022年6月16日)及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」(2022年6月16日)と同時に適用する。なお、2022年6月16日付けで改正された品質管理基準に関する事項は、品質管理基準委員会報告書第1号(2022年6月16日)、品質管理基準委員会報告書第2号(2022年6月16日)及び監査基準委員会報告書220(2022年6月16日)と同時に適用する。さらに、本報告書(2022年10月13日及び2023年1月12日)のうち、倫理規則に関する事項は、2023年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査から適用する。ただし、本報告書を、倫理規則(2022年7月25日変更)と併せて2023年4月1日以後終了する事業年度に係る財務諸表の監査から早期適用することを妨げない。</u> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本報告書(2022年10月13日)のうち、倫理規則に関する事項は、2023年4月1日から適用する。ただし、倫理規則(2022年7月25日変更)と併せて早期適用することを妨げない。なお、品質管理に関する事項は、2022年6月16日付け改正の品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」、品質管理基準委員会報告書第2号「監査業務に係る審査」及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」と同時に適用する。 <p style="text-align: right;">以 上</p>
<ul style="list-style-type: none"> 本報告書(2022年10月13日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> — 倫理規則(2022年7月25日変更) 	<ul style="list-style-type: none"> 本報告書(2022年10月13日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> — 倫理規則(2022年7月25日変更)

新	旧
<p>(修正箇所：A26項及びA27項)</p> <p>－ 監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022年7月21日改正)</p> <p>(上記以外の修正箇所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本報告書(2023年1月12日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 倫理規則(2022年7月25日変更) <p>(修正箇所：第15項、A26項、A27項及びA48項)</p> <p>－ 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」(2023年1月12日改正)</p> <p>(上記以外の修正箇所)</p>	<p>(修正箇所：A26項及びA27項)</p> <p>－ 監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022年7月21日改正)</p> <p>(上記以外の修正箇所)</p>
<p>《付録1 監査役等と行うコミュニケーションについて記載している品質管理基準報告書と他の監査基準報告書の要求事項の一覧》(第3項参照)</p> <p>本付録は、監査役等と特定の事項についてコミュニケーションを行うことを要求している品質管理基準報告書と他の監査基準報告書を記載している。</p> <p>この一覧は、他の監査基準報告書における要求事項及び適用指針の検討に代わるものではなく、それぞれの報告書を参照する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」第34項(5) ・ 監査基準報告書240「財務諸表監査における不正」第20項、第37項、第F39-2項から第41項 ・ 監査基準報告書250「財務諸表監査における法令の検討」第14項、第19項、第22項から第24項 ・ 監査基準報告書265「内部統制の不備に関するコミュニケーション」第8項 ・ 監査基準報告書450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」第11項、第12項 ・ 監査基準報告書505「確認」第8項 ・ 監査基準報告書510「初年度監査の期首残高」第6項 ・ 監査基準報告書540「会計上の見積りの監査」第37項 ・ 監査基準報告書550「関連当事者」第26項 ・ 監査基準報告書560「後発事象」第6項、第9項、第12項、第13項、第16項 ・ 監査基準報告書570「継続企業」第24項 ・ 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」第57項 ・ 監査基準報告書610「内部監査人の作業の利用」第14項、第16項 ・ 監査基準報告書701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」第16項 ・ 監査基準報告書705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」第11項、第13項、第22項、第29項 ・ 監査基準報告書706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」第11項 ・ 監査基準報告書710「過年度の比較情報－対応数値と比較財務諸表」第17項 	<p>《付録1 監査役等と行うコミュニケーションについて記載している品質管理基準報告書と他の監査基準報告書の要求事項の一覧》(第3項参照)</p> <p>本付録は、監査役等と特定の事項についてコミュニケーションを行うことを要求している品質管理基準報告書と他の監査基準報告書を記載している。</p> <p>この一覧は、他の監査基準報告書における要求事項及び適用指針の検討に代わるものではなく、それぞれの報告書を参照する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」第34項(5) ・ 監査基準報告書240「財務諸表監査における不正」第20項、第37項、第F39-2項から第41項 ・ 監査基準報告書250「財務諸表監査における法令の検討」第14項、第19項、第22項から第24項 ・ 監査基準報告書265「内部統制の不備に関するコミュニケーション」第8項 ・ 監査基準報告書450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」第11項、第12項 ・ 監査基準報告書505「確認」第8項 ・ 監査基準報告書510「初年度監査の期首残高」第6項 ・ 監査基準報告書540「会計上の見積りの監査」第37項 ・ 監査基準報告書550「関連当事者」第26項 ・ 監査基準報告書560「後発事象」第6項、第9項、第12項、第13項、第16項 ・ 監査基準報告書570「継続企業」第24項 ・ 監査基準報告書600「グループ監査」第48項 ・ 監査基準報告書610「内部監査人の作業の利用」第14項、第16項 ・ 監査基準報告書701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」第16項 ・ 監査基準報告書705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」第11項、第13項、第22項、第29項 ・ 監査基準報告書706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」第11項 ・ 監査基準報告書710「過年度の比較情報－対応数値と比較財務諸表」第17項

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査基準報告書720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」第16項から第18項 ・ 監査基準報告書910「中間監査」第30項、第32項 (省 略) <p style="text-align: right;">以 上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査基準報告書720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」第16項から第18項 ・ 監査基準報告書910「中間監査」第30項、第32項 (省 略) <p style="text-align: right;">以 上</p>

以 上